

ただいま提出いたしました議案について御説明申し上げます。

議第 198 号は、一般会計の補正予算でございまして、12 月 2 日に成立いたしました新型コロナウイルスワクチンの接種無料化を柱とする「改正予防接種法」や 12 月 11 日に閣議決定されました国の新型コロナウイルス感染症対策予備費の使用などに対応いたしまして、市町と連携したワクチン接種体制の確保やひとり親世帯への臨時特別給付金の年内の再支給を行うとともに、県制度融資の新型コロナウイルス感染症対応資金の融資期間を延長しようとするものでございます。

とりわけ、ワクチン接種体制の確保につきましては、ワクチンの流通に係る広域調整や専門相談に係る経費、接種券等の印刷および周知・広報に係る経費を計上しておりまして、円滑な流通体制と専門的な相談体制を確保してまいります。

現在、国におきましては、医療従事者など、新型コロナウイルス感染症の患者と接する機会の多い方やご高齢の方、基礎疾患を有する方などを接種順位の上位に位置付けることをはじめ、接種の詳細について検討されており、令和 3 年前半までに全国民に提供できる数量のワクチンの確保を目指すとされていることから、ワクチンの供給が可能となった際には、速やかに接種できる体制を市町とともに整えてまいりたいと存じ

ます。

このため、一般会計の総額といたしまして、

1億8,623万7千円を増額し、補正後の額を7,244億5,903万3千円とするとともに、債務負担行為について、所要の補正を行おうとするものでございます。

以上、何とぞよろしくご審議いただきますよう、お願い申し上げます。